

営業倉庫の外壁の強度に係る審査について

倉庫業法第3条の登録の基準等に関する告示

第3条 規則第3条の4第2項第2号の国土交通大臣の定める軸組み、外壁又は荷ずりの強度の基準は、1平方メートルあたり2500ニュートン以上の荷重に耐える強度を有することとする。ただし、ラック保管を行っている場合、外壁付近に貨物を配置しないことが明らかである場合等荷崩れのおそれのない措置が講じられている場合にあっては、この限りでない。

【補足】荷崩れのおそれのない措置が講じられている場合は2500ニュートン以上の荷重に耐える強度を有していなくても営業倉庫登録は可能ですが、外壁強度が不足している事実に変わりはなく、また荷崩れのおそれのない措置を確実に実施していただく必要があることから、登録通知書に条件として明記しています。

登録通知書の例

登録通知書

株式会社〇〇倉庫
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

令和〇年〇月〇日付けの貴申請について、倉庫業法第3条の規定により、登録番号〇号として倉庫業の登録を行ったので通知する。

なお、倉庫業法第23条第1項の規定により、本登録について以下のとおり条件を付したので、併せて通知する。

〇〇物流センターにあっては、軸組み、外壁の強度が基準値に満たないため、荷崩れのおそれのない措置等を講じること。

令和〇年〇月〇日
中部運輸局長 〇〇 〇〇

倉庫業法施行規則等運用方針（※一部抜粋）

[4] 2-3 軸組み、外壁又は荷ずり及び床の強度（則第3条の4第2項第2号）

イ 軸組み、外壁又は荷ずりの強度

(1) 軸組み、外壁又は荷ずりは、2500N/m²以上の荷重に耐えられる強度を有していなけれ

ばならない（告第3条第1項）。

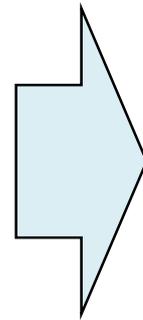
ここでいう外壁とは、建物の外壁のみならず、倉庫の有効面（容）積部分とそれ以外の部分で接している間仕切り壁等の壁面も含む。

なお、外壁に窓その他の開口部が設けられている場合であって、当該開口部の幅及び高さがいずれも内法寸法で1 m以上である場合にあっては、当該開口部の設けられている部分は十分な強度を有している外壁とは認められない。

また、通常、寄託貨物の搬出入及び従業員等の出入りのための出入口には寄託貨物を置くことがないため、外壁強度基準の開口部には含まないこととして差し支えない。

【解説】倉庫業法上の”外壁”とは、営業倉庫として申請する区画とそれ以外（屋外や事務所等）とを区画する壁のことを指します。この”外壁”にシャッター等の開口部がある場合で

- 開口部の幅と高さのいずれか一方が1 m未満である。
- 寄託貨物の搬出入に用いるシャッター等である。
- 従業員等が日常的に出入りする出入口である。
- JIS規格S-6グレード以上の建具である。
- 鉄格子等による防御がされている。
- 民間の建築士事務所等によって、2500N/m²以上の荷重に耐えられる強度を有することが証明できる。



どれかひとつでも該当する場合は、その開口部は当該基準に適合すると判断

どれにも該当しない場合は外壁の強度不足と判断し、条件付きの登録となります。

